

# 福祉関係助成制度のお知らせ

対象期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

問合せ 福祉課 ☎ 35-3356

申込 3月31日(水)までに申請書を福祉課(本庁1階)・各支所地域振興課窓口。

申請書は窓口または市[HP]からダウンロードできます。

## 難病療養者通院助成事業

難病療養者が治療のために飛驒地域外の指定医療機関に通院する場合、交通費などの経費の一部を助成します。

**対象** 市内在住で18歳以上の在宅生活をされている方のうち、難病の患者に対する医療などに関する法律に規定する指定難病に罹患し、飛驒地域以外の指定された医療機関へ通院される方

**助成額** 4,500円/回(月4回を限度)

## 在宅障がい者等交通費助成事業

在宅の障がい者などが定期的に通所などを行う場合、交通費の一部を助成します。

**対象** 市内在住で18歳以上の在宅生活をされている障がい者等で定期的に通所などをされている方

**助成額** ①定期券購入の場合 定期券購入の5割を助成  
②自家用車の場合 市が規定する経費に回数に乗じた額の5割を助成

## 障がい児通園等助成事業

**対象** 市内在住で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている児童。手帳の交付は受けていないが機能回復、集団生活に適應するための訓練などに通園、通院している方

**助成内容** ①飛驒地域の障がい児通園施設や飛驒地域以外の病院などへ通う在宅の障がい児をもつ保護者に対し、交通費などの経費の一部を助成。  
②岐阜県と岐阜県に隣接する県(富山県・石川県・福井県・長野県・愛知県・三重県・滋賀県)以外の都道府県にある病院などへ通うためにホテルなどに宿泊した場合、宿泊費の一部を助成。  
③障がい児などが飛驒地域以外の病院に入院し、入院中に保護者が付き添いのために病院と自宅を往復した場合、交通費の一部を助成

**助成額** 飛驒地域の通園施設 3,000円/月  
飛驒地域以外の施設など 4,500円/回(月4回を限度)  
宿泊 3,000円/回(月4回を限度)  
保護者の付添 1回の入院につき4,500円

## 市産材を使った木造建築を応援します

市では、木造建築物(住宅や別荘、店舗、事務所など)に市産材を使用した場合に助成しています。

### ○匠の家づくり支援事業(広報ID1006089)

**対象** ・主な構造材(柱や梁など)の60%以上に市産材を使用する建築物  
・市内に本店、支店または営業所がある工務店などが建築する建築物

**助成額** 市産材使用量1㎡あたり4万円

**助成限度額** 新築100万円、増改築40万円

※緊急経済対策による事業拡充に伴い、令和4年3月31日までの期間は助成額(限度額)が通常の倍になっています。

### ○東濃松と飛驒の杉の家づくり支援事業(広報ID1007520)

**対象** ・主な構造材(柱や梁など)の60%以上に高山市産材と中津川市産松の両方を使用する建築物  
・市内または中津川市内に本店、支店または営業所がある工務店などが建築する建築物

**助成額** 市産材使用量1㎡あたり2万円

**助成限度額** 新築50万円、増改築20万円

■建築主や建築場所によって助成内容が異なります。詳細は市[HP]をご覧ください。

■工事着手後に申請すると対象にならない場合があるため、事前にお問い合わせください。

問合せ 林務課 ☎ 35-3541



## インターンシップ支援事業補助金をご利用ください

市では、将来の高山市を担う若者の市内事業所への就職を促進するため、学生のインターンシップ(就労体験)を受け入れる市内事業者が負担する費用の一部(対象経費の1/2)を助成します。

インターンシップの実施は、自社のPRだけではなく、若者ならではの発想が企業の抱える課題解決に繋がるなど企業にもメリットがあります。

インターンシップを受け入れる際はぜひ補助金をご利用ください。詳しくは市[HP]をご確認ください。

問合せ 商工課 ☎ 35-3144  
広報ID 1007370

